

福岡県公報

平成20年10月24日
第 2 8 8 9 号

目 次

告 示 (第1719号 - 第1741号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
町の字の区域の変更	(市町村支援課) 2
町の字の区域の変更	(市町村支援課) 2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 3
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 4
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) 5
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 6
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) 6
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8
道路の供用の開始	(道路維持課) 8
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 8
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 9
意見募集の結果の公示	(自然環境課)11
第37回採石業務管理者試験の合格者の発表	(工業保安課)11
選挙管理委員会		
福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	(市町村支援課)11
福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録	(市町村支援課)11
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)12
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)38
公安委員会		
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部交通企画課)50
正 誤		
道路の区域の変更 (平成19年3月福岡県告示第456号) 中正誤	50

告 示

福岡県告示第1719号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字古賀293 - 3 から293 - 5まで、295 - 3、296 - 1、296 - 4 から296 - 6
まで、300 - 4、322 - 1、322 - 4、325 - 1、325 - 2、325 - 5、325 - 6、326 - 1
、327、329 - 1、329 - 3 から329 - 12まで、335 - 1 から335 - 12まで、338 - 1 から

338 - 4 まで、344 - 1、344 - 2、346 - 1、346 - 2、352 - 1 から352 - 4 まで、355 - 1 から355 - 5 まで、356、363 - 1、363 - 3、363 - 4、364 - 1、364 - 2、368 - 1、370 - 4、374 - 10、554 - 1、564 - 1、571 - 4、571 - 5、582 - 4、582 - 5、584 - 2、584 - 3、585 - 2、585 - 3、586 - 2 から586 - 4 まで、587 - 1、587 - 2、588 - 1、588 - 2、589、590 - 1 から590 - 3 まで、591 - 1 から591 - 21 まで、594 - 1 から594 - 3 まで、595 - 2 から595 - 4 まで、597 - 2 から597 - 15 まで、598 - 3、601 - 4、604、617 - 1、617 - 2、618 - 1、618 - 2、627、631、634 - 7 から634 - 9 まで、641、643 - 1 から643 - 12 まで、644、650 - 4 から650 - 7 まで、654 - 2、908 - 6、908 - 8、908 - 12 から908 - 15 まで、943、945 - 1、945 - 2、950、954、963、971 - 1、975 - 1 から975 - 4 まで、977 - 1 から977 - 3 まで、978、980 - 1、980 - 2、981 - 1、981 - 2、983 - 1、983 - 2、984、985、993 - 1、993 - 2、1000 - 1、1000 - 2、1001 - 1 及び1001 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都中央区京橋2丁目4-12

株式会社コマースラルイー 代表取締役 甲斐田 啓二

福岡県告示第1720号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町高畑字中新町分307-1から307-6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市三橋町高畑297番地1

山田 隆文

福岡県告示第1721号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやこ町長からみ

やこ町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を犀川下伊良原字古賀に編入する。

町	字	地番
犀川下伊良原	室屋	1925の9

2 次の区域を犀川下伊良原字室屋に編入する。

町	字	地番
犀川下伊良原	古賀	1925の7

福岡県告示第1722号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやこ町長からみやこ町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を犀川上伊良原字寺ノ脇に編入する。

町	字	地番
犀川上伊良原	貴舟	125の2、125の3
	原	219、268の3
	榎	173の3、187の4
	ホキ	270の2

福岡県告示第1723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
筑紫地支3	那珂川町地域包括支援センター	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1-1	20・8・1	予支援
朝介歯5	ハートスマイル歯科	朝倉郡筑前町東小田448-2	20・5・1	居管・予居管
直介薬78	平成堂薬局新入店	直方市大字下新入624-1	20・9・12	居管・予居管
飯介薬144	あおぞら薬局	飯塚市柏の森字福本946-8	20・10・1	居管・予居管
京介薬64	勝山ひびき薬局	京都郡みやこ町勝山箕田字山ノ下319-2	20・10・1	居管・予居管
中生介老2	介護老人保健施設ガーデンヒルズ	中間市扇ヶ浦1丁目14-1	20・10・1	通り・予通り
田川居241	あい愛田川訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字池尻993-1	20・10・1	訪看・予訪看
直居84	グリーンコープデイサービスセンター直方	直方市大字感田169-10	20・9・24	通介・予通介
直居85	デイサービスハロ―福智亭	直方市大字上頓野1961	20・10・1	通介・予通介
田支56	未来ケアプラン	田川市大字川宮1656-60 Aビル106	20・10・1	居支
嘉麻居79	ヘルパーステーション虹の華	嘉麻市漆生2319	20・7・1	訪介・予訪介
行居67	ねむの木介護サービス	行橋市東大橋6丁目7-5	20・9・1	訪介・予訪介

行居68	訪問介護センター泉の里	行橋市南泉3丁目916-13	20・10・1	訪介・予訪介
行居69	デイサービスセンター泉の里	行橋市南泉3丁目916-13	20・10・1	通介・予通介
筑紫居47	ウィズ・ユ―介護サービス合同会社	筑紫野市むさしヶ丘3丁目12-13	20・8・1	訪介・予訪介
大野居44	大野城東デイサービスセンター	大野城市川久保2丁目8-1	20・9・1	通介・予通介
像居51	緑風園訪問介護サービス	宗像市武丸1066	20・9・1	訪介・予訪介
粕居71	陽だまりデイサービス	糟屋郡志免町片峰中央3丁目18-8	20・9・1	通介・予通介
粕居72	陽だまり訪問介護	糟屋郡志免町片峰中央3丁目18-8	20・9・1	訪介・予訪介
粕支20	陽だまりケアプランセンター	糟屋郡志免町片峰中央3丁目18-8	20・9・1	居支
粕居73	デイサービス憩いの森	糟屋郡須恵町大字上須恵1185-5	20・9・1	通介・予通介
糸島居5	デイサービスゆたんぼ	糸島郡志摩町大字師吉140-10	20・10・1	通介・予通介
み支22	青空ケアプランサービス	みやま市高田町南新開190-1	20・10・3	居支
田川居242	ヘルパーステーションひかり	田川郡川崎町大字川崎1864-3	20・10・1	訪介・予訪介
柳居46	こらぼっと	柳川市矢留本町216-1	20・5・1	小居・予小居
小居10	青寿苑デイサービスセンター	小都市井上531	20・4・1	通介・予通介

福岡県告示第1724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居83	松下電工エイジフリー介護チェーン大牟田	パナソニックエイジフリー介護チェーン大牟田	大牟田市大正町4丁目3-5 西鉄コーポ1F101号	20・10・1
宰居19	松下電工エイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	パナソニックエイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1-20	20・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉支11	ニーズケアプランサービス	朝倉市甘木1486-2	朝倉市菩提寺432-8	20・9・22
行居62	アップルハートゆくはしケアセンター	行橋市宮市町5-4	行橋市大字道場寺1620-1	20・10・1
大野支20	大野城そうわケアプランサービス	大野城市大城2丁目10-18プリエール101号	大野城市川久保2丁目8-1	20・9・1
福津居14	特定非営利活動法人福岡町ゆーあいの会	福津市中央1丁目4-1	福津市中央6丁目11-12	18・3・10
田川居103	訪問介護スマイル	田川郡川崎町大字川崎1768-2	田川郡川崎町大字川崎4471	20・8・11

福岡県告示第1725号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
朝介歯75	ハートスマイル歯科	朝倉郡筑前町東小田448-2	20・4・30

福岡県告示第1726号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字的野字吉原610-1、613-1、614-1、615-1、616-1、617-1、617-4、618-1、621-1、622-1、622-2、622-5、623-1、623-2、624-1、624-4、624-5、624-6、624-7及び624-8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大手門3丁目14番19号

株式会社メディア・プライス 代表取締役 木下 弘嗣

福岡県告示第1727号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
春生140	医療法人 七雄会 ひらの耳鼻咽喉科クリニック	春日市惣利1丁目82-2	13・12・1

福岡県告示第1728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
春生102	ひらの耳鼻咽喉科クリニック	春日市惣利1丁目82-2	13・11・30

福岡県告示第1729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
行生柔6	京都整骨院	行橋市南大橋4丁目2-40	20・3・31
行生柔9	さわやか整骨院	行橋市行事4丁目20-60	20・3・31

福岡県告示第1730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生130	医療法人財団池友会 玄海ヘリクリニック	宗像市江口465	20・10・1
古生53	あさの内科クリニック	古賀市千鳥2丁目21-4	20・10・1
宰生79	ながえクリニック	太宰府市国分2丁目1-6	20・10・1
飯生305	そばしま内科循環器科	飯塚市新飯塚21-21	20・10・1
小生歯45	いわさき歯科	小都市力武255-12	20・9・1
朝生歯5	ハートスマイル歯科	朝倉郡筑前町東小田448-2	20・5・1
古生薬23	すずらん薬局 千鳥店	古賀市千鳥2丁目21番2-3号	20・10・1
宰生薬39	野間薬局国分店	太宰府市国分2丁目1-7	20・10・1
春生薬46	さくらんぼ薬局	春日市千歳町1丁目28	20・9・1
大川生薬22	向島薬局	大川市大字向島1576-2	20・7・1
直生薬80	たもん薬局	直方市津田町11-21	20・10・1
飯生薬144	あおぞら薬局	飯塚市柏の森字福本946-8	20・10・1
飯生薬145	三気堂薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚21-20	20・10・1
京生薬64	勝山ひびき薬局	京都郡みやこ町勝山箕田字山ノ下319番2	20・10・1

福岡県告示第1731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
八女生49	牛島医院	八女市本村344 - 1	20・9・19
粕生歯20	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192 - 1	20・9・30
小生歯43	いわさき歯科	小郡市力武255 - 12	20・8・31
両生歯75	ハートスマイル歯科	朝倉郡筑前町東小田448 - 2	20・4・30
大川生薬14	有限会社向島薬局	大川市大字向島1576 - 2	20・5・31
行生薬31	有限会社ひまわり薬局行橋店	行橋市中央2丁目7 - 20	20・9・1

福岡県告示第1732号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生薬89	りんご薬局	糟屋郡須恵町大字須恵779 - 2	糟屋郡須恵町大字須恵1185番地5	20・9・1

朝倉生薬8	七日町調剤薬局	朝倉市甘木873 - 4	朝倉市甘木869 - 1	20・9・1
-------	---------	--------------	--------------	--------

福岡県告示第1733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ11	田中義信（訪問マッサージ心）	直方市古町11 - 25	20・10・1
筑紫生マ12	立石 正（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17 - 5サンラーク二日市116号	20・10・1
筑紫生マ13	野田より子（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17 - 5サンラーク二日市116号	20・10・1
筑紫生マ14	柿山義治（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17 - 5サンラーク二日市116号	20・10・1
筑紫生マ15	小林朋子（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17 - 5サンラーク二日市116号	20・10・1
筑紫生マ16	野田政司（うぐいす治療院）	筑紫野市二日市北4丁目17 - 5サンラーク二日市116号	20・10・1
行生柔16	高塚 彰（京都整骨院）	行橋市南大橋4丁目2番40号	20・4・1
前生柔21	井上武範（加布里整骨院）	前原市大字神在1373 - 8	20・6・1

福岡県告示第1734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生マ10	山口隆秀（訪問マッサージ心）	直方市古町11 - 25	20・10・1
前生柔3	加布里整骨院	前原市大字神在1178 - 2	20・5・31

福岡県告示第1735号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 クリーンネット飯塚協議会

(2) 代表者の氏名

黒河 幸彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市吉北118 - 2 飯塚市クリーンセンター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、社会的、文化的、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、就労の自立に関する事業を行い、作業することで働く喜びと社会貢献の誇りを享受できるよう寄与し、障がい者の就労の場を確保することを目的とする。

福岡県告示第1736号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人こうの巣

(2) 代表者の氏名

白石 千津子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1964番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に関する事業を行うことで、障害者の働く権利の保障及び自立訓練の技術取得の場を提供し、障害者の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1737号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀4丁目27-1、27-3から27-6まで、28-1、28-3及び31-7から31-10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市上古賀4丁目15番5号
佐伯 政隆

福岡県告示第1738号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字後原742-90から742-92まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大崎742番地8
渡邊 千穂子

福岡県告示第1739号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字下境字宮床3020、3020-2、3021-1、3021-2、3022及び3022-2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字下境2400番地

株式会社もち吉 代表取締役 森田 長吉

福岡県告示第1740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 篠栗	糟屋郡粕屋町大字仲原2518番1先から 同郡同町大字仲原2528番12先まで

福岡県告示第1741号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月20日農林水産省告示第844号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

交通事故防止用反射材付き「反射本」 30,000冊

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年12月12日(金)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通企画課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年11月7日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	繊維	A A、A、B
12	06	その他	A A、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たす者

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年10月24日(金)から平成20年11月4日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等
平成20年10月24日（金）から平成20年11月4日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所
4の部局とする。

(2) 受領期限
平成20年11月7日（金）午後6時00分

(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時
平成20年11月10日（月） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
見積金額（消費税及び地方消費税5%を含む）の100分の5以上の入札保証金又

はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税5%を含む）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効
次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

温泉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正について、平成20年8月22日から平成20年9月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年10月1日に改正しました。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092 - 643 - 3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

第37回採石業務管理者試験(平成20年10月10日実施)の合格者を次のように発表する

。

平成20年10月24日

福岡県知事 麻生 渡

合格者受験番号

2	7	8	12	13	15
17	22	23	29	32	33
40	42	43	44	48	49
52					

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第104号

平成20年10月15日、福岡県議会議員補欠選挙(八女市選挙区)を行うべき事由が生じたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成20年10月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

福岡県選挙管理委員会告示第105号

福岡県議会議員補欠選挙(八女市選挙区)が近く執行される予定であるため、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要項を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

平成20年10月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

- 1 登録の基準日 平成20年11月6日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成20年11月16日をもって算定するものとする。
- 2 登録日 平成20年11月6日

3 縦覧期間 平成20年11月7日の1日間

監査委員

監査公表第12号

平成20年8月18日付けで提出された福岡県職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月24日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

住民監査請求に係る監査結果報告

平成20年10月14日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

(1) 請求人 (略)

(2) 提出日 平成20年8月18日

2 請求の内容

(請求の内容については、請求人作成の「福岡県職員措置請求書要約文」を転記する。)

(1) 請求の要旨

ア 概要

商工部長等は、H15年頃から現在に至るまで、福岡県が財産権（譲渡担保権）を主張している別紙物件目録記載の廃水処理施設（以下「本件施設」という。）について、本件施設が設置する土地の地権者からの撤去してほしいとの要請に対して、譲渡担保権を盾に本件施設の債権回収が完了するまでは、撤去できないと回答しつつ、地元の有力者が経営する会社（以下「株式会社B」という。）が無断使用するのが黙認し、便宜供与を行い、債権回収を放棄し、金1,761万6千円の損害が発生している。

イ 経緯

(ア) 本件施設は、H10年3月30日、福岡県がA株式会社へ設置資金の融資を行い、金銭消費貸借契約公正証書（譲渡担保付）を作成の上、個人所有の土地の上に設置されたものである。

(イ) A株式会社は、平成14年12月、倒産により事業を廃業するため本件施設の権利を放棄し、土地所有者との土地賃貸借契約を解除した。

(ウ) 株式会社Bは、平成15年頃からA株式会社と同一場所で事業を開始し本件施設を無断使用している。

(エ) 土地所有者は、平成18年12月、商工部長等からの本件施設の買取要請を拒否し、本件施設の収去、土地明渡しを求めたが、商工部長等は、本件施設に関する譲渡担保権を主張しつつ、土地収去、明渡を拒否したため、土地所有者が原告、福岡県が被告として民事訴訟中である。

ウ 違法及び不当な財務会計上の行為

(ア) 当初は、商工部長等は、著しい業務怠慢を起因として、以下の重大な過失があったため債権回収ができなかった。

a 商工部長等は、本件施設に譲渡担保権を設定する原因となったA株式会社への融資に対し、返済窓口の金融機関（C銀行）を通じてA株式会社から毎月の返済が、予定どおり行われていない情報を得ており、A株式会社の経営状態が悪く最悪の場合は倒産に至ることを、早い段階で認識できていた。

また、商工部長等は、A株式会社が倒産し廃業した場合、A株式会社の土地や建物等の資産、及び機械類等設備について抵当権設定状況等を調査することにより、本件施設以外では融資した資金の回収は困難だと判断できた。

従って、商工部長等が債権を回収していくためには、譲渡担保権を設定している本件施設を、A株式会社の倒産直後に差押え等により直ちに確保すべきであった。しかしながら、本件施設の確保など必要な対応を行わなかったため、株式会社Bが無断で使用することとなり著しい業務怠慢による重大な過失が認められる。

b 商工部長等は、譲渡担保権を設定している本件施設の実質的な所有者として、株式会社Bが本件施設を使用開始後であっても、債権を回収していくためには、株式会社Bに対して使用差止め請求や使用料の請求など慎重で粘り強い交渉を行うべきであった。しかしながら、債権回収のための交渉など必要な対応を行っておらず、著しい業務怠慢による重大な過失が認められる。

c 土地所有者は、本件施設について関係者（土地所有者、商工部長等、株式会社B）で十分に交渉が可能であると判断し、商工部長等及び株式会社Bへ交渉を求めた。株式会社Bは交渉に応じたが、商工部長等は、土地所有者が再三に渡って交渉を求めたにもかかわらず、交渉を拒否し、H15年以降は、債権を全く回収しないまま本件施設を放置している。関係者全員で交渉したならば、商工部長等は、債権回収ができたことが予想されたが、業務怠慢により関係者間での紛争解決を阻害し、債権回収を遅らせており、重大な過失が認められる。

(1) 商工部長等は、本件施設について債権を回収する義務があると主張しているが、商工部長等の形式的な主張とその対応について以下の点について矛盾がある。

a H18年12月、土地所有者と商工部長等の債権回収委託会社（以下「委託会社」という。）とで面談を行った時、委託会社は土地所有者へ本件施設の買取を要請した。その後、平成19年5月、県庁内で土地所有者が商工部長等と面談を行った時、土地所有者は、本件施設について委託会社からの買取要請に応諾すると伝えたとにもかかわらず、商工部長等は、債権を拒否した。土地所有者の買取応諾に対する商工部長等の拒否は、債権を回収する義務があるとの主張と矛盾がある。

b 平成19年5月、土地所有者から商工部長等に対し本件施設について、今後の取扱い方針を確認した時、商工部長等は、土地所有者へ「本件施設については、現状のまま何も行動を起こさないことが方針」だと説明を行った。平成15年から、本件施設は福岡県が使用料を徴収することもなく、株式会社Bが無断で使用しており、「現状のまま何も行動を起こさないことが方針」との商工部長等の説明は、債権を回収する義務があるとの主張と矛盾がある。

c 平成20年1月、本件施設が占有している部分を除いて、土地所有者は株式会社Bと土地賃貸借契約を締結した。土地所有者は、関係3者（土地所有者、商工部長等、株式会社B）で協議する条件が整ったと考え、商工部長等へ協議に応じるよう要請した。しかしながら、商工部長等は関係3者での協議を拒否した。商工部長等のこの対応は、債権を回収する義務があるとの主張と矛盾がある。

d 商工部長等は、A株式会社が商工部長等より融資を受けて本件施設を設置する時に、融資条件として譲渡担保を設定し金銭消費貸借契約書にこれを明記するとともに、博多公証役場で公正証書を登記している。従って、商工部長等はこの公正証書により、本件施設の権利を主張できるため、A株式会社が倒産後に無断で本件施設を使用開始した株式会社Bに対し、使用差止請求や使用料の徴収につい

て有利な立場で交渉が可能であると考えられる。しかしながら、商工部長等は、本件施設について株式会社Bに対し使用差止請求を行うわけでもなく、また使用料を求めるわけでもなく無断で使用しているのを黙認している。商工部長等のこの対応は、債権を回収する義務があるとの主張と矛盾がある。

(ウ) 商工部長等の対応を、株式会社Bの無断使用を黙認し便宜供与を行うことにより、実質的に債権回収を放棄していると考えたと、矛盾点は合理的に解釈される。

a 商工部長等は、形式的には、A株式会社へ融資した債権を回収する義務があるとして主張している。しかしながら、実質的には、譲渡担保を盾に、土地所有者の土地を無断占拠するなどにより権利を侵害している。一方で株式会社Bに対しては、使用料金を徴収することなく無断使用を黙認している。商工部長等のこの対応は、県行政機関として、納税者に対し厳格な公平・公正さが要求される中で、著しく均衡を欠いた対応である。

b 本件施設に係る当事者の立場を念頭に置いて、商工部長等と株式会社Bとの関係を整理すると、第1は中小企業施策実施者と中小事業者の関係、第2は地方行政機関と地方有力者の関係の2つを成しており、第2の関係においては、商工部長等と地元有力者は、行政及び政治を行う関係から密接に情報交換及び意思伝達が可能な関係である。従って、商工部長等と地元有力者は、本件の取扱いについて密談を行える関係にあったと判断される。

c 本件施設に係る商工部長等の主張と商工部長等の実施的な対応に関する矛盾点は、当事者の立場及び関係を念頭に置いた場合、以下のとおり解釈される。

商工部長等は、土地所有者に対して、本件施設に係る譲渡担保を形式的に主張し、土地所有者が本件施設を本件土地から除去できないよう措置を講じ、株式会社Bに対しては、実質的に本件施設の無断使用について黙認して便宜供与を行っている、債権回収を放棄していると合理的に解釈される。

従って、商工部長等のこの行為は、県行政機関としてはほとんど前例が見られない、不法行為を巧妙に隠蔽した悪質極まりない反社会的な行為である。

工 発生している損害

回収可能な債権が未回収となっている（未回収の債権額1,761万6千円）

才 請求する措置

(ア) 商工部長等は、地方公務員法第29条第1項の二・職務を怠つた場合及び三・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合に抵触しているため懲戒処分を請求する。

(イ) 未回収となっている福岡県の債権 金1,761万6千円について回収を進めるよう請求する。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

別件の訴訟において、福岡県の幹部（商工部長や中小企業経営金融課長）と本件施設を無断使用している株式会社Bの社長である現市議会議長との密談による便宜供与の可能性について、土地所有者より主張がなされているため、公正性を担保するためには、外部監査が必要と判断される。

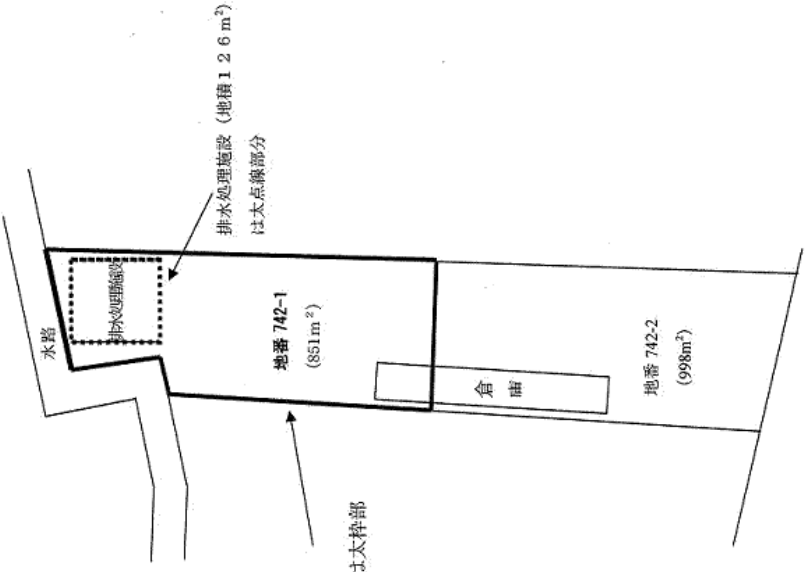
(3) 事実証明書

- ア 金銭消費貸借契約公正証書
- イ 本件施設債権回収状況 - 民事訴訟での福岡県提出証拠（準備書面（第1回））抜粋
- ウ 福岡県職員と土地所有者との交渉経緯

物件目録

- 排水処理施設の表示
- 所在地 ■■■■■ 742番1
- 種類 構築物
- 構造 上部：機械、下部：コンクリート造
- 占有面積 126.00m²

土地配置図（概要図）



第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成20年8月18日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「別件の訴訟において、福岡県の幹部（商工部長や中小企業経営金融課長）と本件施設を無断使用している株式会社Bの社長である現市議会議長との密談による便宜供与の可能性について、土地所有者より主張がなされているため、公正性を担保するために、外部監査が必要」であると主張して、自治法第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、本件請求について監査委員には何ら利害関係はなく、監査委員が行う監査では公平な監査が期待できない旨の請求人の主張には理由がないと判断される。

したがって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員による監査を行うこととした。

2 監査対象事項

県が平成10年3月にA株式会社へ貸し付けた中小企業設備近代化資金貸付金（以下「本件貸付金」という。）について、商工部長及び中小企業経営金融課長（以下「商工部長等」という。）が、譲渡担保の管理や債権の回収を違法又は不当に怠っているかどうかを監査の対象とした。

3 監査対象機関

福岡県商工部中小企業経営金融課（以下「経営金融課」という。）を監査対象機関とした。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成20年9月12日に請求人の陳述の機会を設け、請求人から陳述を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員を立ち会わせた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述内容は、主に請求の要旨と重複するものであったが、請求人と本件施設が設置されている土地の所有者が同一人物であることを認めた上で、以下の点について、新たな陳述（下線部分）がなされた。

(1) 商工部長等の対応についての矛盾点（P2(イ) a に係る部分）

平成19年5月、県庁内で土地所有者が商工部長等と面談を行った時、土地所有者は、本件施設について委託会社からの買取要請に応諾すると伝えたにもかかわらず、商工部長等はこの応諾を拒否した。土地所有者の買取応諾に対する商工部長等の拒否は、債権を回収する義務があるとの主張と矛盾がある。

また、株式会社Bと土地について売買契約の交渉中であり、土地とセットで売買することも提案した。

(2) 矛盾点を解消するための合理的な解釈（P3(ウ) c に係る部分）

本件施設に係る商工部長等の主張と商工部長等の実施的な対応に関する矛盾点は、当事者の立場及び関係を念頭に置いた場合、以下のとおり解釈される。

商工部長等は、土地所有者に対して、本件施設に係る譲渡担保を形式的に主張し、土地所有者が本件施設を本件土地から除去できないよう措置を講じ、株式会社Bに対しては、実質的に本件施設の無断使用について黙認して便宜供与を行って、債権回収を放棄していると合理的に解釈される。

従って、商工部長等のこの行為は、県行政機関としてはほとんど前例が見られない、不法行為を巧妙に隠蔽した悪質極まりない反社会的な行為である。

県と株式会社Bの社長である 市議会議長が密談の上、県が株式会社Bに対して便宜供与を行っていると推測される。

また、平成20年2月4日、請求人が県に対して裁判に訴える旨伝えたところ、県の担当者は2月8日の金曜日までに何らかの回答をするので待ってほしいと要請したにもかかわらず、県からの連絡はなかったため、裁判になった。

5 監査対象機関の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成20年9月12日に経営金融課長から陳述を受けた。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 福岡県では、県内企業の99%、雇用の70%以上を中小企業が占めており、経済面、雇用面で大きな役割を果たしている。

このため、県では、中小企業の振興を重要な課題と位置づけ、経営面、金融面、技術面など多面的な支援施策を講じている。

中でも、金融面では、中小企業の資金調達の円滑化を図ることを目的として、信用保証制度に基づく制度融資や集団化事業に対する高度化融資などを実施しており、中小企業設備近代化資金貸付制度も、政策的な金融の一つである。

この制度は、昭和31年に制定された中小企業近代化資金等助成法に基づき、信用力が乏しく資金調達が厳しい状況にあった中小企業者に対し、都道府県が、設備の設置に必要な資金の2分の1を限度として、無利子で貸し付けを行うことにより、中小企業の設備の近代化の促進に寄与することを目的として実施された制度であり、平成11年度までに6,901件、30,138百万円の貸付実績がある。

なお、県は、貸付に際し、対象設備に譲渡担保を設定している。

平成12年度からは、実施機関を（財）福岡県中小企業振興センターに移管して、現在も事業を継続している。

(2) A株式会社は、この貸付制度について、個人商店時代も含めると、昭和51年度から平成4年度の間、8回、計92,400千円を利用するとともに長期経営安定資金など県の制度融資も活用して、営業努力を続け、実績を伸ばし、最盛期の平成8年には18億円の売上を上げるなど、着実に発展してきた。

今回の住民監査請求の対象になっている廃液処理装置については、平成9年6月26日、同社より中小企業設備近代化資金貸付申請書の提出があり、審査の結果、平成10年3月30日に装置の設置費用45,790千円に対し、22,880千円を同社に貸し付けたものである。

なお、県はこの装置に譲渡担保を設定している。

(3) 平成11年11月30日の第1回目の償還2,288千円は約定どおり行われたが、平成12年11月30日の第2回目の償還が延滞となり、以後分割償還が行われていたが、平成14年12月26日の新聞紙面にA株式会社の任意整理の記事が掲載されたため、同日、A株式会社Y社長と面談したところ、別会社の支援を受けて操業を続けたいとの意向であった。

県は、この時点（貸付残高は17,616千円）では、まだ事業は継続されると考え、直ちに廃液処理装置を処分する必要はないと判断した。

(4) 平成15年3月28日の債権者集会において、A株式会社Y社長同席の上で代理人Z弁護士から、A株式会社の従業員救済のために、元従業員を代表者として設立された株式会社Bが、一部の債務とともにA株式会社の事業を引き継ぐとの説明があった。

これにより、従業員の雇用は確保され、廃液処理装置も引き続き利用されることとなった。

また、A株式会社は返済能力がなく、Y社長は自己破産を検討している旨の説明があった。

なお、監査請求書において、請求人は、A株式会社が廃液処理施設の権利を放棄し、請求人との土地賃貸借契約を解除したと述べているが、県としては、係る事実を知り得る立場になかった。

しかも、債権者集会において、工場・設備についてはA株式会社と株式会社Bの間の賃貸借契約を結んでいるという説明があったため、当然廃液処理装置も、この契約の中に含まれるものと考えていた。

また、A株式会社に支払われる賃料からの回収が考えられたが、A株式会社の負債があまりにも大きく、従業員への給与未払いもあり、債権者に返済できる状況ではないとの説明があったため、賃料からの回収は困難であった。

(5) 残債務について、県としては、Y社長を含め3名の連帯保証人からの回収を検討したが、全員が、自己破産やその手続中であることから、譲渡担保物件から回収する方法が残るのみとなった。

一方、A株式会社の土地・工場建物について、抵当権者が競売を申し立て、平成15年3月に競売開始決定したことから、落札者から回収を図りたいと考えていた。

第1回目の入札は平成16年6月から実施されたが、平成17年9月の第4回目の入札まで落札者が現れず、第4回目の入札期間終了後の特別売却期間中（平成17年9月26日～平成17年10月17日）に、株式会社Bが落札した。

(6) 平成18年1月に、当時県が債権管理業務の委託をしていたふくおかサービサーが、株式会社Bと交渉した際、担当者から、廃液処理装置の底地は株式会社Bの所有ではなく、第三者の所有であることを聞かされ、その後の調査で、県は、元の所有者であるY社長から子息のX氏に、平成13年2月に贈与されていたことを初めて知った。

(7) 廃液処理装置の底地の所有者が株式会社Bではなく、X氏であることが判明したことから、県としてはX氏の意向を確認する必要があると考え、Y社長の代理人弁護士を通じて連絡を取り、平成18年12月に、ふくおかサービサーが、贈与時の状況や廃液処理装置の処分の意向などについて聞き取りを行った。

このときは、X氏は廃液処理装置は不要と回答された。

(8) なお、平成13年2月にY社長がX氏に廃液処理装置の底地を贈与したのであるが、その時点ではすでに設備近代化資金の償還が延滞となっており、銀行の返済も元本猶予を受けているなど、将来の償還が懸念されていたことから、底地の贈与は詐害行為にあたる可能性が高く、県としては、贈与の事実が判明した時点で詐害行為による取消を求めることも可能であった。

しかし、底地には金融機関の根抵当権が設定されていたことや、受贈者がY社長の子息であることなど勘案して、譲渡担保物件の価値に影響はなく、債権回収に特段の影響を及ぼさないと判断し、取消措置は取らなかったものである。

(9) 平成19年5月にX氏が来庁し、以後、電話やメールで連絡を受け、その中でX氏は「県は譲渡担保権を実行して県の所有物とし、株式会社Bと使用契約を結んで使用料を徴収して、その中から県がX氏へ借地料を支払う」という提案を行った。

しかしながら、県が譲渡担保物件を所有物とすることは、維持管理費用や撤去費用などの費用が発生し、債権回収を上回る支出を要することとなることから、県は、提案に応じられない旨回答した。

なお、福岡県の財務規則においては、行政目的の手段として使用する以外の目的で、公有財産を取得することは想定していない。

(10) ここで、一般的な譲渡担保の設定と処分について説明することとする。

この担保を設定する機械などは

- ・ パワーショベルなどの自走式機械
 - ・ 工作機械など設置費用は要するものの、比較的移動が容易な機械
 - ・ 廃液処理装置など地面に設置されるため移設が困難な設備
- など様々な種類があるため、これまで、これらの処分にあたっては、所有者である債務者が、事前に県と、売却価格・支払方法等を協議し、債務者が売却代金を県に納入し、県は譲渡担保を抹消をするという方法をとっている。

今回監査請求があった廃液処理装置は構築物であり、移設ができないなど、処分が困難であるうえ、償還が延滞している間に土地の贈与が行われ、設備はA株式会社の所有、底地はY社長の子息であるX氏の所有となるなど、設備をめぐる権利関係が変化しているため、処分がさらに困難となったという特殊な事情があることから、時間が経過しているものである。

なお、19年5月の時点において、関係者の間での協議を提案したが、X氏は直接交渉するつもりはないとの回答であった。

(11) 県は、廃液処理装置の処分による、債権回収を図るため、株式会社Bと交渉を行うとともに、A株式会社の任意整理から株式会社Bへの営業譲渡、株式会社Bによる廃液処理装置の使用に至る経緯などについて確認するため、平成19年5月以降、A株式会社の代理人であった弁護士に問い合わせを行っているが、未だに回答がない。

また、Y社長からも事情を聞くため、19年12月に社長の自宅を訪問したが体調不良とのことで面会はかなわず、詳細については確認できなかった。

(12) 県としては、延滞となっているものの、A株式会社の従業員が解雇されることなく、株式会社Bで雇用されていることなども考慮しつつ、これまで、上述のような努力を続けてきたところであり、監査請求で主張されているような職務の怠慢はなく、設備近代

化資金貸付制度の趣旨にのっとり、誠実に職務を遂行しているものである。

また、今後、廃液処理装置が、汎用性がなく特殊なものであることや移動できる機械などではないことなどを考慮して、この装置の所有権をA株式会社から株式会社Bに移し、株式会社BがA株式会社に対して支払った売却代金を回収することで、債権回収を図りたいと考えている。

6 陳述に対する意見

(1) 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、平成20年9月16日に請求人から意見書及び資料（裁判所に提出されたもの及び請求人が経営金融課に送付したメール）が提出された。

（提出された資料）

- 資料 1 金銭消費貸借契約公正証書(民事訴訟での提出証拠資料 乙第1号証)
- 資料 2 と 監査対象機関の対応経緯(民事訴訟での提出証拠資料 甲1号証)
- 資料 3 準備書面(第4回)(民事訴訟での提出資料)
- 資料 4 より 監査対象機関へ送付したメール(平成19年5月22日付)
- 資料 5 より 監査対象機関へ送付したメール(平成19年5月25日付)
- 資料 6 が 監査対象機関へ提出した文書(民事訴訟での提出証拠資料 甲3号証)
- 資料 7 と 株式会社Bの対応経緯(民事訴訟での提出証拠資料 甲2号証)
- 資料 8 Xより 監査対象機関へ送付したメール(平成19年6月1日付)

意見書は、次のとおりであった。

ア 以下の(7)、(イ)により、業務怠慢による重大な過失が存在する。

(7) 監査対象機関は、A株式会社代理人弁護士から行われた以下のa～cに関する今後の計画について、確認することもなく鵜呑みにしており、廃液処理施設を継続使用させる前提条件について、納税者から税金を預かりそれを原資として行われている融資に対し県行政機関として当然行うべき客観的な確認作業を行わなかったため結果的には全て不履行となっており、業務怠慢による過失が存在する。

a 株式会社Bは、A株式会社の元従業員をほとんど再雇用していない。

A株式会社の元従業員で、再雇用された正規従業員は、株式会社Bの代表者の一人となったU氏のみであり、その他の正規従業員は、現在は離散状態となっている。また、元パート従業員に確認したところ、パート従業員についても、Y社長だから勤めていたという者が多く、ほとんどは、株式会社Bでは就業していないことも判明している。

b 株式会社Bは、A株式会社が倒産するまでの従業員の未払い給与も含め、A株式会社の債務を何ら引継いでいない。

c 株式会社BとA株式会社の間で結ばれた唯一の契約は、車両・資材等の動産の売買契約であり、監査対象機関が後述している、廃液処理施設の賃貸契約や事業譲渡等の契約は存在しない。

(1) 監査対象機関は「これにより、従業員の雇用は確保され、廃液処理施設も引き続き利用されることとなった」と陳述しているが、公正証書の第拾条では、「乙(A株

式会社)は、書面による甲(福岡県)の承諾を得たうえでなければ対象施設を改造し、目的以外に使用し、譲渡し、貸与し、使用を中止若しくはその運営を他人に委託し、または物権を設定する一切の処分行為をしてはならない」とあるが、監査対象機関は、本公正証書を業務怠慢により無視し、書面による承諾行為を経ないまま株式会社Bの使用を黙認したため、本廃液処理施設が、現在まで、契約行為がないまま使用継続されるきっかけとなっており過失が存在する。(資料1)

イ 監査対象機関は、債権の回収手段として譲渡担保物件である廃液処理施設から回収する方法が残るのみと認識し、A株式会社の土地・工場建物の競売落札者へ本廃液処理施設を使用又は売却することにより債権回収を図る計画を立てた。その後、監査対象機関は、株式会社Bが平成17年9月26日～平成17年10月17日の特別売却期間中に落ちたにも拘らず、平成20年9月現在までの約3カ年間に渡って、当初計画を履行することなど全く債権回収の行為を行っていない。本来であるならば、監査対象機関は、廃液処理施設の抜本的な解決ができるまでの対応として、株式会社Bと交渉を行うことにより暫定的に使用料を徴収するなどの債権回収の手段があったはずである。しかしながら、株式会社Bが落札した後、現在に至るまで、債権を回収していくという意思が全く見られず、業務怠慢により債権回収を行っておらず、重大な過失が存在する。

ウ 監査対象機関の陳述は、(ア)、(イ)において、自らが都合の良いように事実を歪曲している。

(ア) 平成18年12月に、確かにXはふくおかサービスの担当者と面談を行ったが、ふくおかサービスの担当者との面談は、監査対象機関が陳述しているように、ふくおかサービスからの働きかけでなく、面談のアポイントはXから行ったものである。

アポイントまでの経緯は以下のとおり。(資料2)

- a 平成18年1月頃、A株式会社代理人弁護士からXへ、福岡県が廃液処理施設の件で話があるとのことで、福岡県と連絡をとってまた電話するとのことであった。
- b 平成18年11月頃、A株式会社代理人弁護士からの連絡がなかったため、Xより弁護士へ連絡を行ったところ、福岡県よりXへ電話をする手はずになっていたとの説明。電話がないのなら、Xより、ふくおかサービスへ連絡をして欲しいとのことであった。
- c 平成18年12月頃、Xよりふくおかサービス担当者へアポイントを行った。なお、民事訴訟においては、資料2の内容について、福岡県からは反対意見は行われていない。

(イ) ふくおかサービスからは、廃液処理施設の処分の意向という曖昧な内容でなく、買取可能な金額まで求められたもので、土地所有者への明確な買取の要請であった。この買取要請に対し、Xは、廃液処理施設が不要な物件であるため、1円との買取価格の提示を行った。(資料3)

エ 監査対象機関は、「底地の贈与は詐害行為に当たる可能性が高く、県としては、贈与の事実が判明した時点で詐害行為による取消しを求めることも可能であった」と陳述しているが、Yから子Xへの底地の贈与は、民法第424条第1項のただし書きに相当するもので詐害行為にはあたらないことは明白であり、全く虚偽の陳述である。

(ア) 詐害行為取消権とは、債権者取消権、廃罷訴権ともいわれ、債権者が債務者の法律行為を一定の要件の下に取消してしまふことができる権利である。民法第424条において以下のとおり規定されている。

民法第424条

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時ににおいて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。
(イ) 廃液処理施設が設置されている底地の地目は「田」で、Xの祖父の時代から他の田畑とともに、農業を営むために相続されてきた農地の1つである。

(ウ) 本来は、Yが農業を行うべきであったが、Yは会社経営に多忙であったため、農地法で定められた十分な農業経営ができていなかった。このため、土地改良区世話役から、土地改良事業に併せて行われる土地換地のための所有権移転登記時に、Yから子Xへ贈与をおこない、会社員であるXが兼業農家として適正な農業経営をおこなってほしいとの要請があったため、農地法第3条の規定に基づき、Yから子Xへ贈与の手続きを行ったものである。(世話役からの要請は、農地の維持費等の不払等もあつたため共有費用等の適正化を図りたい等の意向もあつた)

(エ) さらに、XはA株式会社の経営及び債権、債務等全く利害関係のない個人であり、一会社員として、A株式会社とは全く関係がない企業の社員であるため、A株式会社の経営状態については知る立場になかつた。

(カ) 以上により、民法第424条の1項の規定のただし書きに明らかに該当するため、監査対象機関が「可能であつた」と陳述しているような事実はなく、全く法的な根拠がない虚偽の陳述である。

(キ) また、「しかし、底地」以降の文書（P8、6行目）は詐害行為取消の可能性との因果関係が不明である。(何ら因果関係が見出せないか又は全く因果関係のないものを無理やりくつつけている)

オ 監査対象機関が、陳述で述べているXの提案は、福岡県として最も受け入れ難い提案のみを陳述しており、実際にはXの提案は多数に及んでおり、監査対象機関は請求人が行った提案の中で福岡県が最も受け入れ難い提案を引合いに出すことで、事実を歪曲している。請求人が行った提案は以下のとおり。カッコ内は提案に対する福岡県の対応結果。(資料4、5、6)

(ア) 廃液処理施設を福岡県がXへ売却し、Xが底地とともに売却する方法(福岡県が話し合いに応じてこなかつたため、具体化がでなかつた)

(イ) 監査対象機関が引合いにした方法(監査対象機関が陳述したような内容で拒絶された)

(ウ) 廃液処理施設を福岡県がXへ売却し、Xが株式会社Bへ貸出す方法(福岡県が話し合いに応じてこなかつたため、具体化がでなかつた)

カ 監査対象機関は、「19年5月の時点において、関係者間での協議を提案したが、Xは直接交渉するつもりはないとの回答であつた」と陳述しているが、これは全くの虚偽の陳

述である。関係3者(福岡県、株式会社B、X)間での協議を求めたのは、Xであり、株式会社BのM氏は協議に応じたが、福岡県のみが協議に応じなかったのである。株式会社Bとは、廃液処理施設の底地部分を除いて、平成20年1月より賃貸借契約を完了しており、廃液処理施設の件については、福岡県が交渉のテーブルに着くようになってから、関係者間で話し合いを行うことで合意している。請求人はこれについては、証拠を提出するので、監査対象機関も証拠をもって対応されたし。(資料 4、5、6、7、8)

なお、民事訴訟において、資料7の内容については、福岡県からは反対意見は行われていない。

キ 監査対象機関は、「A株式会社の任意整理から株式会社Bへの営業譲渡」と陳述しているが、A株式会社の債権、債務、営業権を引き継ぐような法的な営業譲渡は行われていないのは明白である。さらに、平成19年12月末、監査対象機関の職員がY宅を訪問しているが、この時、廃液処理施設については、Yの子Xへ取扱いを一任していると伝えられているにもかかわらず、廃液処理施設の今後の対応についてXへの何の打診も行わないで、逆にXからの協議要請を拒否している。監査対象機関は、「詳細は確認できなかった」と陳述しているが、必要な対応を行わないで、未だに何を確認しようとしているのか疑わざるを得ない。(資料3)

なお、民事訴訟において、資料3の内容については、福岡県からは反対意見は行われていない。

ク 以上をまとめると、業務怠慢による重過失の存在(ア)、その過失を覆い隠し自らの正当性を主張するため事実を歪曲又は虚偽の陳述(イ)が存在し、監査対象機関の責任は回避され得ない。

(ア) 監査対象機関は、「A株式会社の従業員が解雇されることなく株式会社Bで雇用されていることなども考慮しつつ、これまで、上述のような努力を続けてきたところであり」と陳述しているが、業務怠慢により以下の重大な過失が存在することにより廃液処理施設の債権が未回収となっていると判断される。

a ア(ア)で意見を述べているように、業務怠慢により、債権者集会でA株式会社代理人Z弁護士が発言を鵜呑みし、客観的な証拠により確認を行わなかったことによる重大な過失

b ア(イ)で意見を述べているように、監査対象機関は、公正証書を業務怠慢により無視し、書面による承諾行為を経ないまま株式会社Bの使用を黙認したため、本廃液処理施設について、現在まで、契約行為がないまま使用継続されるきっかけとなったことによる重大な過失

c イで意見を述べているように、監査対象機関は、株式会社Bが落札した後、現在に至るまで、業務怠慢により債権を回収して行くという意思、及び実現可能な行為が全く見られないことによる重大な過失

(イ) 監査対象機関は、自らが正当性を主張する事実を歪曲又は虚偽の陳述を行っている。

a ウ(ア)で意見を述べているように、ふくおかサービサーの担当者との面談は、監査対象機関が陳述しているように、ふくおかサービサーからの働きかけでなく、面談のアポイントがXから行ったものである。

- b 工で意見を述べているように、詐害行為取消について、Yから子Xへの底地の贈与は、民法第424条の規定から詐害行為にはあたらないことは明白であり、全く虚偽の陳述である。
- c 才で意見を述べているように、監査対象機関は、Xが提案した中で、福岡県として最も受け入れ難い提案のみを陳述することにより、廃液処理施設に関する解決への打開策について自らの責任を回避しようとしている。
- d 力で意見を述べているように、「19年5月の時点において、関係者間での協議を提案したが、Xは直接交渉するつもりはないとの回答であった」と陳述しているが、意図的に「19年5月の時点で」という曖昧な表現で、自らの責任を回避しようとし全くの虚偽の陳述となっている。関係3者(福岡県、株式会社B、X)間での協議を求めたのは、Xであり、株式会社BのM氏は協議に応じたが、福岡県のみが協議に応じなかったのである。
- e キで意見を述べているように、平成19年12月末、監査対象機関の職員がY氏宅を訪問しているが、この時、廃液処理施設については、Yの子Xへ取扱を一任していると伝えているにもかかわらず、その後の対応についてXへ何の打診も行わないで、逆にXからの協議要請を拒否している。
- (ウ) 監査対象機関は、「この施設の所有権をA株式会社から株式会社Bに移し、株式会社BがA株式会社に対して支払った売却代金を回収することで、債権回収を図りたいと考えている」と陳述しているが、廃液処理施設は、これが設置する土地に対して占有権限がないものであり、不法占拠物件となっている。このようなものを、地権者の了解なくして、福岡県の権限で売却により株式会社Bへ所有権を移転できるとは考えられない。

(2) 請求人の陳述に対する監査対象機関の意見

請求人の陳述に対し、平成20年9月18日に監査対象機関から意見書が提出された。

意見書は、次のとおりであった。

請求人は、陳述の冒頭で、「商工部長等は、H15年頃から現在に至るまで、福岡県が財産権を有する廃液処理施設について、本件施設が設置する土地の地権者からの撤去してほしいとの要請に対して、譲渡担保権を盾に本件施設の債権回収が完了するまでは、撤去できないと回答しつつ、株式会社Bが無断使用するのを黙認、便宜供与を行って債権回収を放棄し、金1,761万6千円の損害が発生している。」と述べている。

しかし、県は本件施設の所有者ではなく、債権回収を担保するという目的のもとに譲渡担保権を有しているのみで、本件施設を撤去する理由と権原はなく、その旨を回答したに過ぎない。

また、県は、債権回収に関して高度な知識とノウハウを有するサービサーに委託して、株式会社Bと施設の取得について交渉を行っている。これは、まさに県が債権回収を図る意思を強くもっていることを表すものである。

このように、県に便宜供与を行う意図及び事実は一切なく、請求人の陳述は全く根拠のないものである。

県のこれまでの対応については、陳述したとおりである。

なお、県の行為として補足説明がなされた部分については、次の箇所について反論する。

ア 請求人は、「平成19年5月に、県庁内で県の担当者と面談を行った時、土地とセットで売買することを提案した。」と陳述した。

しかし、県はこのような提案は受けていない。そもそも、平成19年5月21日に提出された文書では、「私が所有している土地は農地であり、祖父の時代から農業を相続するために私が所有することになった土地であり、父が事業をするために一時的に埋め立てた土地である。父が事業をやめたからには、農地として使うというのが私の役割と認識している。」と記載されており、同時期に一方で農地として使用すると明確に意思表示し、他方では土地を売却すると提案したという請求人の主張は、全く矛盾しており、破綻をきたしている。

また、請求人からの県あてのメールにも、土地とセットで売買するという提案に関する記述はない。

イ 請求人は、「平成19年5月に、請求人が本件施設について今後の取扱方針を確認した時、県の担当者が『本件施設については現状のまま何も起こさないことが方針だ。』と説明を行った。」と陳述した。

しかし、県はこのような説明を一切行っていない。県は実際に株式会社Bや請求人と施設の取得について交渉を行っており、一貫して施設の処分により債権回収を図る強い意思を示していた。請求人は意図的に曲解し、県の発言を捏造している。このような請求人の主張は許されるものではなく、強く抗議するものである。

ウ 請求人は、「平成20年1月、請求人が、本件施設が占有している部分を除いて株式会社Bと土地賃貸借契約を締結したため、関係3者での協議に応じるよう要請したが、県が拒否した。」と陳述した。

確かに株式会社Bとの土地賃貸借契約締結の連絡は受けたが、県は関係3者での協議の要請は受けていない。県としても何とか解決を図りたいと考えているところであるため、このような提案を受けていれば、当然に協議に応じていた。県が拒否したという請求人の主張は全く事実と反している。

なお、県は、平成19年5月の時点で、関係者間での協議を提案したが、請求人はこれを拒否しているうえ、平成19年12月19日の請求人から県あてのメールにおいては、「県が譲渡担保権を実行しない場合は、浄化槽を請求人の所有物として登記を行い、株式会社Bに対しては、浄化槽無断使用の裁判を起こす。」と述べており、陳述内容と全く矛盾している。

エ 請求人は、「平成20年2月4日、請求人が県に対して裁判に訴えたと伝えたところ、県の担当者は2月8日の金曜日までに何らかの回答をするので待ってほしいと要請した。」と陳述したが、県はこのような連絡は受けていない。

オ 請求人は、「県と株式会社Bの社長である 市議会議長が密談の上、県が株式会社Bに対して便宜供与を行っていると推測される。」と陳述したが、冒頭で述べたように便宜供与を行っているという事実は一切ない。請求人がこの推測の根拠としているのは、県と株式会社Bの社長が、行政機関と政治家であるということのみである。このことのみで両者が密談し、不法な便宜供与を行い、悪質な反社会的行為を行っている

と断定しているが、本件に関し、両者がどのような形であれ接触したことはない。請求人は、自己に有利な結論を導き出すために、「推測される」「合理的に解釈される」という言葉を用いて、自己の現実離れした思い込みをあたかも事実であるかのように述べているが、これは悪意に満ちた全くの邪推である。監査請求において事実に基づかないこのような陳述をすることは、許されるべきではない。強く抗議する。

また、当該廃液処理装置は現在でもA株式会社の所有物であり、したがってその使用に關しての協議は、本来A株式会社と株式会社Bとの間でなされるべきものである。

7 実地監査

経営金融課に対し、本件貸付金に係る債権の管理状況等について、平成20年8月26日、8月27日及び8月29日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件貸付金の目的及び貸付状況等について

本件貸付金は、中小企業設備近代化資金貸付制度により貸し付けられたものである。中小企業設備近代化資金は、中小企業の設備の近代化の促進に寄与することを目的に、設備の近代化・合理化を図ろうとするとする中小企業に対し、設備導入に必要な資金を貸し付けるものである。

本件の貸付決定は、経営金融課で行われた。

また、本件貸付金の債権管理（債権回収等）は、久留米商工事務所が所管してきたが、平成14年12月26日、西日本新聞に任意整理が始まったとする記事が掲載されたから、経営金融課と久留米商工事務所とが共同で行っており、平成20年度からは、経営金融課で所管している。

A株式会社に対する本件貸付金については、（社）中小企業診断協会福岡県支部の経営診断及び県の貸付審査会を経て貸付決定がなされ、貸付期間11年（1年の据置期間を含む）元金均等償還、無利子という条件で、平成10年3月30日に廃液処理装置（以下「本件施設」という。）導入のための資金として、22,880千円を貸し付けたものである。

本件貸付金に係る償還は、平成11年11月30日を第1回償還期限とし、平成20年11月30日までの10回の均等年賦償還であった。

本件施設は、土地に定着した構造物であり、移設ができるようなものではない。

債権の保全措置として、貸付対象の本件施設に譲渡担保権及びA株式会社が使用する土地、建物に抵当権を設定し、2名の連帯保証人（平成11年7月に1名を追加し3名）を徴している。

(2) 本件貸付金に係る償還状況について

第1回償還は、償還期限内ではなかったものの、全額一括償還がなされている。

しかし、平成12年11月30日の第2回償還からは、経営状況の悪化のため、債権者からの申出により償還額をさらに分割して償還がなされており、また、第5回償還以降については、平成15年3月12日に他の債権者の申立てによる競売開始が決定されたため、金銭消費貸借契約公正証書第7条の規定に基づき、平成15年5月6日に期限前償還（繰上償還）の手

続きが行われていた。

償還状況は、貸付金22,880千円に対して、償還額は5,264千円であり、未償還額は17,616千円となっており（違約金は除く）詳細は次のとおりである。

	償還期限	償還予定額	償還額	償還年月日	未償還額
第1回	H11.11.30	2,288,000	2,288,000	H11.12.20	20,592,000
第2回	H12.11.30	2,288,000	300,000	H13.9.3	20,292,000
			300,000	H13.10.2	19,992,000
			300,000	H13.11.1	19,692,000
			300,000	H13.12.3	19,392,000
			300,000	H14.1.7	19,092,000
			300,000	H14.2.1	18,792,000
			300,000	H14.3.1	18,492,000
			188,000	H14.4.2	18,304,000
第3回	H13.11.30	2,288,000	88,000	H14.5.1	18,216,000
			100,000	H14.6.3	18,116,000
			100,000	H14.7.2	18,016,000
			100,000	H14.8.1	17,916,000
			100,000	H14.9.3	17,816,000
			100,000	H14.10.1	17,716,000
			100,000	H14.11.5	17,616,000
第4回	H14.11.30	2,288,000	0		17,616,000
第5回	H15.5.9	13,728,000	0		17,616,000
計		22,880,000	5,264,000		17,616,000

(3) 本件貸付金に係る債権回収の取組等について

ア 債務者であるA株式会社について

(ア) A株式会社の状況

A株式会社は、平成14年12月24日、25日に不渡りを出し、26日の西日本新聞に任意整理との記事が掲載され、30日に銀行取引停止処分を受けたため、事実上倒産した。

平成15年1月16日には、A株式会社の負債整理を受任したZ弁護士から県へ「債務整理開始通知（任意整理）」が送付され、平成18年3月17日には、県の債権額については配当の見込みがない旨の通知がなされている。

なお、A株式会社は、破産申立て等の法的な措置はとっておらず、法人登記は残ったままとなっている。

(イ) A株式会社に対する取組

A株式会社に対しては、償還が滞り始めた平成12年12月以降は、速やかに状況把握等のための訪問を行い、経営状況を考慮のうえ、分割償還により貸付金債権の回収を進めていたが、平成14年12月26日、西日本新聞に任意整理が始まったとする記事

が掲載されて以降、経営金融課と久留米商工事務所とが共同で債権回収にあたり、同日に、債権確保のためA株式会社を訪問し、社長から事業継続の意向を確認している。

平成15年1月16日に、A株式会社代理人Z弁護士からの債務整理開始通知がなされた後は、A株式会社に対して事実上直接請求等を行うことができなくなったことから、A株式会社の代理人であるZ弁護士に対して面談等を行い、債務の整理状況等について確認を行っている。

その後、平成18年3月17日にZ弁護士から配当見込みがない旨の通知がなされている。

県の事績によって確認した、A株式会社に対する詳細な交渉経緯等については、次のとおりである。

H12.11.30	第2回償還期限到来
H12.12.8	第2回の償還期限までに償還がなかったことから、8日、14日、19日、25日、A株式会社を訪問したが、社長は不在であった。
H12.12.25	第2回償還分に対する督促状を送付した。
H12.12.28	A株式会社訪問、第2回償還分について平成13年5月から月300千円の分割償還を約束させた。
H13.3.5	A株式会社訪問、前記約束を再確認した。
H13.5.16	A株式会社訪問、約束の5月末に入金がなかったため説明を求めるとともに、6月末から手形による償還を約束させ、手形の準備ができたら連絡を依頼した。
H13.6.11	A株式会社訪問、6月末からの償還は困難なことから8月末からの償還にして欲しい旨の申出があり、会社の経営状況等の説明を受け、やむを得ないと判断した。
H13.6.27	A株式会社訪問、8月末から毎月300千円(平成14年3月は188千円)とする第2回償還分についての支払誓約書を受領した。
H13.6.29	A株式会社訪問、第3回償還分の納付書を手渡したが、来年4月から10回払いの申出があった。
H13.11.5	第3回償還期限到来
H13.11.30	A株式会社訪問、第3回償還分の督促状を手渡した。
H13.12.11	第3回償還分について協議するため、A株式会社を訪問したが、社長は不在であった。
H14.3.12	A株式会社訪問、第3回償還分については4月から翌年3月まで毎月100千円(4月は88千円、12月は1,200千円)の償還とし、28日に手形を受領することとした。
H14.3.28	A株式会社訪問、手形を受領し、当日、銀行に預けた(12枚、計2,288千円)。
H14.7.31	A株式会社訪問、会社の状況を調査した。

H14.11. 1	A 株式会社訪問、第4回償還分の納付書を手渡したが、現在も会社の経営状況は良くなく、また、第3回償還分を分割償還中のため一括償還は困難の様様であった。
H14.11.26	A 株式会社の方から電話があり、現在分割償還中である第3回償還分について11月30日の手形の引き落としが困難なため、銀行から手形を回収するよう要請があったため、そのようにした。
H14.11.27	A 株式会社訪問、前日の要請については来年3月の支払いにすることとし、12月分の手形の取扱いについて協議した。
H14.11.30	第4回償還期限到来
H14.12. 2	第3回償還分12月末の手形(1,200千円)についても引き落としが困難との相談を受けた。
H14.12. 9	第4回償還分の督促状を送付した。
H14.12.26	西日本新聞に任意整理との記事が掲載されたため、債権確保のため社長と面談し、他の会社の支援を得て操業を継続したい意向を確認した。
H15. 1.16	A 株式会社の依頼を受けた Z 弁護士から債務整理開始通知(任意整理)があった。
H15. 2. 3	Z 弁護士に対し債権届出書を提出した(17,616千円)。
H15. 3.28	債権者集会において、Z 弁護士から A 株式会社は債務の返済能力は全くなく、社長は今後自己破産を行う考えであること及び従業員救済のため新たに従業員の一人を代表者とする株式会社 B を平成14年12月に設立し、A 株式会社の設備等を賃貸借契約により使用しながら、事業を引き継ぐことになったとの説明を受けた。
H15. 5. 7	Z 弁護士と面談し、第5回償還以降分の繰上償還通知書を手交するとともに、A 株式会社の状況を確認した。A 株式会社の元従業員50名を株式会社 B が引き続き雇用しているとの説明を受けた。
H15. 5.19	第5回償還以降分の督促状を送付した。
H15.11.21	Z 弁護士と面談し、A 株式会社の状況を確認した。
H18. 3.17	Z 弁護士と面談するとともに、配当見込みのない旨の通知を受領した。

イ 連帯保証人について

(7) 連帯保証人の状況

本件貸付金債権の保全措置として、Y 氏、V 氏、W 氏の3名の連帯保証人を徴しているが、Y 氏については、平成15年11月4日に債務整理を委任された Z 弁護士から債務整理開始通知書(自己破産)が送付され、平成18年10月13日に自己破産申立、同年12月27日に破産宣告・破産廃止決定がなされ、平成19年2月28日に免責決定がなされている。

V 氏については、平成15年1月24日に破産手続きを委任された T 弁護士から破産受任通知がなされ、同年7月18日に自己破産申立、同年9月5日に破産宣告・破産廃止決

定がなされ、平成16年2月10日に免責決定がなされている。

また、W氏については、平成15年2月6日に自己破産申立、同年3月4日に破産宣告・破産廃止決定がなされ、同年7月8日に免責決定がなされている。

(4) 連帯保証人に対する取組

連帯保証人に対しては、A株式会社の償還が滞り始めた平成13年1月22日及び任意整理の記事が掲載された後の平成14年12月27日に滞納状況が通知されている。

しかし、債権者集会によりA株式会社の実業継続が不可能と判明した平成15年3月時点では、既にW氏は自己破産の申立を行っており、Y氏については弁護士から自己破産の受任通知がなされ、また、Y氏についても債権者集会の場において自己破産を行うとの説明がなされたことから、連帯保証人に対して履行請求は行われていない。

なお、Y氏の自己破産申立は、平成18年10月13日となっており、債務整理開始通知から約3年を要しているが、県は、平成15年11月21日、平成18年3月17日、同年5月26日、7月21日、9月21日にY氏代理人Z弁護士に破産申立が遅れている理由等について確認を行うなど、Y氏の破産手続きの状況把握に努めている。

ウ 抵当権について

県が抵当権を設定していた土地、建物については、別の抵当権者からの申立てにより、平成15年3月12日に福岡地方裁判所 支部において競売開始決定(事件番号平成15年(ケ)第16号)がなされ、県は、平成15年4月11日の債権届出の催告書に基づき、平成15年5月6日に債権届出書を提出している。

競売は、平成16年6月に第1回目の入札が実施されたが、平成16年10月、平成17年4月、同年9月の計4回の入札でも応札者がなく、第4回目の入札後の特別売却により株式会社Bが落札している。県は、平成17年12月14日の配当期日呼出状及び計算書提出の催告書により、同年12月19日に債権計算書を福岡地方裁判所 支部に提出し、平成18年1月30日には無配当の通知がなされている。

エ 譲渡担保権について

譲渡担保権を設定している本件施設については、平成14年12月にA株式会社が事実上倒産した後、元従業員を代表者として設立された株式会社Bが、平成15年1月頃から使用しているが、県は、譲渡担保権に基づく実行等は行っていない。

【参考】

「譲渡担保について」

譲渡担保とは、形式的には、債権者が債権担保の目的で目的物の所有権を債権者から譲り受け、債務を弁済すれば、これを再び債権者に返還する担保方法であり、譲渡担保の法律構成は、所有権的構成とする立場と担保権的構成とする立場に大きく分かれているが、現在では担保権的構成とする立場が通説となっている。

判例においても、最高裁は、昭和46年3月25日判決において、譲渡担保について、譲渡担保権者には差額の清算義務があることを認め、清算金の支払と目的物の引渡請求とは引換給付の関係にあると判示しているうえ、昭和41年4月28日

判決においては、会社更生手続が開始された場合譲渡担保権者は、会社更生法上の取戻権を有せず、他の更生担保権者に準じて更生手続により権利行使すべきであると判旨している。その理由として、債権者への所有権移転は、確定的なものでないとしている。

[所有権的構成]

目的物の所有権を譲渡担保権者に移転するという形式を重視し、目的物の所有権は譲渡担保権者に完全に移転しているとするもの。

[担保権的構成]

譲渡担保が債権担保を目的としているに過ぎないことを重視して、譲渡担保権者を完全な所有者とせず、設定者にも何らかの物権が帰属しているとするもの。

(7) 株式会社Bが譲渡担保物件である本施設を使用している点について

譲渡担保物件については、A株式会社が事実上倒産した以降の平成15年1月頃から株式会社Bが使用している。

これについては、監査対象機関の陳述等から総合的に判断すると、

県は、平成15年3月の債権者集会において、Y社長同席の上でA株式会社代理人Z弁護士から、設備については、A株式会社と株式会社Bとの間で賃貸借契約を結んでいるとの説明がなされたこと、また、賃貸借契約については、平成15年9月24日に株式会社Bを訪問し、同社社長及び従業員M氏と面談した際にも、同様の説明であったこと及び本契約締結に当たっては、本件施設の使用が前提であるという蓋然性が高いことから、本施設もその契約の中に含まれていると考えていた。

県は、株式会社Bが本施設を使用することについては、A株式会社は任意整理中であること、また、行政機関として従業員の雇用確保という面を重視し、金銭消費借契約公正証書第10条に基づくA株式会社からの貸与に係る承認申請の手続きについての指導は行わず、黙示的に承認している。

なお、A株式会社に支払われる賃料からの債権回収が考えられたが、その賃料は、株式会社Bからの借入金の利息と相殺することになっていったことから、賃料からの回収は困難であるとしていた。

県としては、平成15年3月に土地、建物について競売開始決定がなされ、譲渡担保という担保権を設定している立場から、担保権の行使による債権回収を一義的に考え、落札者と交渉し債権回収を図る意向であった。

(1) 譲渡担保物件に係る権利関係について

株式会社Bが本施設を使用することになった経緯等については前述のように判断されるが、本施設に係る権利関係については、次のことが確認された。

県は、本施設に係る賃貸借契約の内容を確認するため、契約書のコピーをA株式会社代理人Z弁護士等に要求したが、結局本人からは入手できないままであった。

しかし、平成18年2月に裁判所において、前記競売事件に係る執行官の現況調査報告書入手し、その報告書の中にA株式会社と株式会社Bとの賃貸借契約書があった。契約期間は平成15年1月1日から平成17年12月31日までとなり、本件施設

については賃貸借契約に含まれていなかった。

なお、賃料については、経営金融課の説明のとおり、A株式会社の株式会社Bに対する借入金の利息と相殺することが執行官の現況調査報告書において確認できた。

それ以外の契約書の存在は不明であり、本件施設の使用に係る権利関係は確認できなかった。

また、本件施設が設置された土地は、A株式会社社長であったY氏個人の所有であったが、平成13年2月28日にY氏の子X氏へ贈与されており、請求人と本件施設の土地所有者が同一人物であることが確認された。

本件施設の設置については、A株式会社とY社長との間で土地賃貸借契約が締結され、贈与後もX氏との間で契約関係が継続されていた。A株式会社が事実上倒産した後の契約の存否については確認できないが、請求人X氏は、その契約は解除したと主張している。なお、X氏は、株式会社Bが本件施設の底地を無断占拠していることは、平成17年中頃には知っていたが、X氏の両親から立退き要請を出すことを止められていたと資料7に記載している。

(ウ) 譲渡担保物件に係る交渉経緯について

前述の競売事件により競売が行われ、平成17年11月1日、株式会社Bに対して売却決定がなされている。そのため、平成18年1月から株式会社Bに対して、取得する意思の有無について確認を行っているが、この過程で本件施設の底地所有者がX氏であることが判明し、同氏の意向を確認する必要があることから、A株式会社代理人Z弁護士を通して連絡を取り、平成18年12月に本件施設の取得について意向を確認したが、そのときは取得の意向はないとの回答であった。

そのため、再度株式会社Bに対して取得意思の確認を行い、平成19年3月に一定額であれば取得する旨の意向が示された。

しかし、土地所有者であるX氏から、平成18年12月20日には県に対し賃料を請求したいとの話があり、さらに、平成19年5月21日には最低価格の1円で買い取る旨の主張がなされたことから、県は、株式会社Bとの交渉については再考せざるを得なくなり、弁護士等と協議の上対応方法を検討することにしたところ、平成20年2月にX氏から、県を被告に土地明渡しの提訴がなされた。

県の事績によって確認した、譲渡担保物件である本件施設に係る関係者との交渉経緯等は次のとおりである。

H18. 1.26	株式会社Bへ取得意思の確認をするも撤去して欲しいと言われ、底地は第三者所有にかかっていることが判明した。
H18. 5.16	底地所有者がX氏であることが判明した。
H18. 5.26	Z弁護士に対し、X氏の意向確認を依頼した。
H18. 7.21	Z弁護士に対し、再度X氏の意向確認を依頼した。
H18. 9.21	Z弁護士に状況を確認したが、X氏からの連絡はないとのことであった。
H18.12.15	Z弁護士から、X氏と連絡がついたので、連絡させるとの電話があった。

H18.12.20	X氏に取得意思の確認をするも、逆に県へ賃料を請求したいとのことであった。
H19. 3.12	株式会社Bに再度取得意思の確認を行った。
H19. 3.16	株式会社Bから一定額であれば取得する旨の意向が示された。
H19. 5.15	X氏との関係から、株式会社Bとの交渉を一旦保留した。
H19. 5.21	X氏が来庁し、県の処理方針の明確化、自分が最低売却額で買い取る旨を主張、また、土地は農地であるため、本件施設の違法性を主張した。 県は、関係者間での協議を提案したが、X氏は交渉するつもりはないと回答した。
H19. 5.24	県の顧問弁護士にX氏の主張と譲渡担保権について相談したところ、譲渡担保権は曖昧な権利であり、県が実行しない限り、所有権は依然としてA株式会社にあり、県の顧問弁護士からZ弁護士に対し、本件施設をどうするつもりなのか確認の書面を送付した。(しかし、回答はなかった。)
H19. 5.25	X氏が来庁し、県が譲渡担保権を行使して本件施設を県の所有物として、株式会社Bから使用料を取ることを提案した。
H19. 6. 1	X氏からの電話問い合わせに対し、県は本件施設の所有者となることはできないため、5月25日に提案のあった対応方法はとれない旨を回答した。
H19.12.19	A株式会社Y社長宅を訪問したが、本人不在で、妻の話では本人は体調が思わしくなく、今後の面談は困難とのことであった。
H20. 2.12	X氏が県を被告として、土地明渡について提訴した。

2 判断

請求人は、本件貸付金について、商工部長等が意図的に債権の回収を行わず、違法若しくは不当に県の財産である貸付金債権の管理を怠っていると主張している。さらに、債権管理を違法若しくは不当に怠っていることを理由として、地方公務員法第29条第1項に基づく商工部長等の懲戒処分を求めている。

そこで、本件貸付金に係る債権回収を違法若しくは不当に怠る事実があるかどうかについて判断する。

また、請求人は、商工部長等が株式会社Bの無断使用を黙認し、便宜供与を行うことにより使用料等の請求を怠っているとしていることから、これについても併せて判断する。

(1) 債権の管理に関する規定等について

地方公共団体の財産である債権の管理に関しては、自治法第240条第2項及び第3項において、普通地方公共団体の長は、督促、強制執行その他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない(第2項)とする一方、その徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除をすることができるとしている(第3項)。

これは、常に債務者の資産状況等に注意し、債務者の財産状態が危機に瀕するときは、時機を失しないように適宜の措置をとり、債権の確保を図らなければならないとしなが

らも、直ちに債権者の権利を行使することだけが、公共団体として必ずしも合理的な債権管理ではない場合もあから、個々の事情に応じて適切に対応するように、一定の裁量権を認めているものと解される。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条及び第171条の2において、本件貸付金のような私法上の債権については、履行期限までに履行がない場合は、期限を指定して督促するとともに、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、ア 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む)は、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続き、又は保証人に対して履行を請求する。

イ 債権名義のある債権については、強制執行の手続きをとる。

ウ その他の債権については、訴訟手続により履行を請求する。

と規定しており、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合はこの限りではないとしている。

(2) 本件貸付に係る債権の回収を違法若しくは不当に怠る事実の有無について

債権の回収を違法若しくは不当に怠るとは、前述の債権管理に関する規定に従った管理がなされていない場合、若しくは債権回収に対する取組が妥当性を欠く場合と解されることから、これらの観点から本件貸付金の債権の回収について怠る事実があるか否かについて検討する。

ア A株式会社に対する督促等について

督促については、前述事実関係の確認(3)アのとおり、第2回償還分は平成12年12月28日、第3回償還分は平成13年12月11日、第4回償還分は平成14年12月9日、また、第5回以降の繰上償還分は平成15年5月19日に、督促状の送付又は手渡しにより行われている。

債権の回収を進めるには、債務者の状況把握が重要であることから、督促状の郵送のみではなく、電話や面談等による債権者との接触を図ることが必要であるが、本件貸付金の回収については、前述事実関係の確認(3)アのとおり、償還が滞り始めた以降、速やかに訪問による面談を実施することにより、状況を把握するとともに、経営状況を考慮した分割償還の協議等を行って債権の回収が進められていた。しかし、A株式会社が事実上倒産し、A株式会社の代理人であるZ弁護士から債務整理開始通知がなされた後は、Z弁護士と面談を行い、債務整理の進捗状況や配当の見込みについて随時に確認を行っているが、平成18年3月17日に配当の見込みがない旨の通知を受けた。

このことから、督促等については適切に行われており、違法若しくは不当に債権回収を怠る事実は認められない。

イ 連帯保証人への履行請求について

連帯保証人への履行請求は行われていないが、その理由は次のとおりである。

(7) 前述事実関係の確認(3)イのとおり、債権者集会においてA株式会社の事業継続が不可能と判明した平成15年3月時点では、既にW氏は自己破産の申立を行っており、V氏は、V氏代理人T弁護士による破産手続きの準備が進められていたこと。

(1) Y氏については、Y氏代理人Z弁護士からの債務整理開始通知書(自己破産)が送付されたのは平成15年11月4日であるが、債権者集会の場において自己破産を行うと

の説明がなされていたこと。

(ウ) Y氏の自己破産申立は、平成18年10月13日となり、債務整理開始通知から約3年を要しているが、県は、平成15年11月21日、平成18年3月17日、同年5月26日、同年7月21日、同年9月21日にY氏代理人Z弁護士に破産申立が遅れている理由等について確認を行うなど、Y氏の破産手続きの状況把握に努めていたこと。

以上のことを考慮すれば、連帯保証人への履行請求を行っていないことをもって、違法若しくは不当に債権回収を怠っているとは認められない。

ウ 抵当権の実行について

県が抵当権を設定していた土地、建物については、別の抵当権者からの申立てにより、平成15年3月12日に福岡地方裁判所 支部において競売開始決定(事件番号平成15年(ケ)第16号)がなされ、県は、平成15年5月6日に債権届出書、平成17年12月19日に債権計算書を提出し、平成18年1月30日には裁判所から無配当の通知がなされている。

このことから、抵当権の実行による債権の回収について怠る事実は認められない。

エ 譲渡担保権の実行について

譲渡担保権を設定している本件施設については、平成14年12月に設定者であるA株式会社が事実上倒産後、第三者である株式会社Bが使用しているが、県は、譲渡担保権の実行は行っていない。

それは、前述事実関係の確認(3)エのとおり、土地、建物とともに本件施設も賃貸借契約に含まれていると認識していたこと、また、平成15年3月に競売開始決定がなされており、その落札者に本件施設の取得要請を行う方針であったためである。

本件施設も賃貸借契約に含まれていると認識し、その契約を承認していた点については、A株式会社と株式会社Bは別法人であり、営業譲渡等の法的な関係もないが、同一場所で同一の施設を利用して同種の事業を行っており、そのためには本件施設を継続して使用する必要があることから、県がそのように認識していたことはやむを得ないと考えられ、また、行政機関として従業員の雇用確保にも配慮しなければならぬことや、担保価値の維持という面も考慮すると、金銭消費貸借契約公正証書第10条に基づき貸与の承認手続きについては、事後承認となっているなど不適切な処理が見受けられるものの、そうした判断を行ったことについて違法性、不当性は認められない。

落札者に取得要請を行う方針とした点についても、本件施設は土地に定着しており、汎用性がなく、当該地で事業を行う者以外の使用は考えられないことから、妥当性を欠くとは認められない。

経営金融課はその方針に従い、落札者決定後の平成18年1月には、落札者である株式会社Bと本件施設の取得意思の確認を始めている。しかし、本件施設の底地所有者が株式会社BではなくX氏と判明したことからX氏との交渉が必要となるとともに、前述事実関係の確認(3)エ(1)のとおり、本件施設の使用権原となる契約の有無及び底地所有者との権利関係を整理したうえで、株式会社Bとの交渉を進めていく必要が生じた。

このような状況の中、平成20年2月に、X氏が県を被告として土地明渡請求訴訟を提起したことから、譲渡担保権の実行については訴訟の結果を待たざるを得ない状況に

なっている。

これらを踏まえると、譲渡担保権の実行を行っていないことをもって、債権の回収を違法若しくは不当に怠っていると認められない。

(3) 株式会社Bの無断使用を黙認し、使用料等の請求を怠っているとの請求人の主張について

商工部長等は、本件施設の無断使用を黙認して、使用料等の請求を行わず、債権の回収を怠っているとす請求人の主張については、本件施設が県の所有物であるならば、無断使用者に対して、理由もなく、その使用料等の請求を行わないことは財産の管理を怠っていると言わざるを得ないが、その所有権については、現在提起されている請求人の訴訟の争点となっているところであり、所有権の帰属が明確でない状況の中で、使用料等の徴収を怠っているとは断定できない。

(4) 結論

以上のことから、商工部長等に債権回収を違法若しくは不当に怠る事実は認められず、また、これを前提とする地方公務員法に抵触する職務怠慢等にも該当しないことから、請求人の主張は、理由がないものと判断する。

よって、請求人の請求は、これを棄却する。

なお、土地所有者でもある請求人X氏は本件施設の撤去を求め、県との間において訴訟を提起しており、その結果によっては、現在本件施設を使用している株式会社Bの事業にも影響が生じることが予想されるところに、県として債権回収の進捗を図る上からも株式会社Bに対して訴訟参加を求めることが望まれる。

監査公表第13号

「貸付金、債務保証及び損失補償の状況について」実施した行政監査結果の報告（平成20年3月27日19監総第1000号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年10月24日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

20行経第629号
平成20年7月16日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 野田 栄市 殿

福岡県知事
(総務部行政経営企画課)

監査結果に係る措置について(通知)

平成20年3月27日19監総第1000号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり
講じた措置について通知します。

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
<p>【総合所見】 ア 貸付金債権の管理について (総務部財政課)</p>	<p>債権回収にあたっては、債務者の生活の維持に配慮しつつ、法的措置による回収を含めて取り組むことが求められているところである。このため、債権管理マニュアルの内容については、法的措置による回収の具体的手続きも盛り込む必要がある。</p> <p>また、サーバーへの事務委託や債権指導員等の配置などの取り組みが行われているが、部局横断的な管理、回収体制のあり方について、他自治体の事例等の研究を行い、さらに効率的かつ効果的な債権管理を図るための検討が望まれる。</p> <p>一方、著しく回収困難で、債権として実質を失ってしまっているものについては、整理することが必要である。</p>	<p>特段の理由もなく償還指導に応じないなど、悪質である場合は法的措置を検討する必要があり、法的手続きの整備を図っていく。</p> <p>整備にあたり、債務者の生活困窮の度合い、収入状況等の生活実態を踏まえて慎重に対応する必要もある。</p> <p>このため、貸付金の性格等も踏まえた具体的記載内容について、各貸付金所管課において十分な検討を行い、既に整備を終わったところもあり、整備が終わっていないところでも整備に向けた作業を進めているところである。</p> <p>17年度から収入未済解消推進会議を設置し、全庁的に債権解消のノウハウや先進事例の共有・活用を行っている。同会議を活用し効率的かつ効果的な債権管理を図るための検討を行っていく。</p> <p>公法債権については、原則5年で時効が完成し援用も必要ないことから、毎年債権の整理に取り組んでいる。</p> <p>私法債権については、10年で時効が完成するが、援用が必要であり、債務者の確認等に多大の費用を要する場合もある。したがって、個々の事案ごとに適切な対応を検討しているところである。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
<p>【総合所見】 イ 債務保証及び損失補償に係る将来負担について (総務部財政課)</p>	<p>「福岡北九州高速道路公社に対する債務保証(24)」及び「道路公社に対する債務保証(26)」は、路線ごとの利用状況等に不安要因が見受けられることから、償還計画の確実な履行を図っていくために、各公社のさらなる経営努力が必要になるものと考ええる。</p>	<p>路線ごとの償還計画の確実な履行を図っていくために、福岡北九州高速道路公社及び道路公社に対して、更なる経費の節減や利用促進を求めるとともに、将来債務保証に基づく弁済の実行が生じないよう、厳しく指導・監督していく。</p>
<p>【総合所見】 ウ 貸付金、債務保証及び損失補償の財務諸表への表記について (総務部財政課)</p>	<p>財務諸表は、県の資産等の状況を県民に明らかにするものである。このため、総務省の新地方公会計制度実務研究会報告にもあるとおり、貸借対照表には、貸付金中の回収不能となることが見込まれる金額等を表記し、また、債務保証や損失補償については、債務残高の表記とし、共同発行地方債に係るものを明示するなど、より正確な表記となるよう努められたい。</p>	<p>財務諸表への表記については、平成20年度決算から導入することを検討している。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
介護福祉士等修 学資金貸付金 (旧保健福祉部 保健福祉課(保健医療介護部 高齢者支援課))	<p>中途退職等により償還義務が確定した債務者に対しては、電話や訪問等により接触を図り滞納償権とならないような措置を講ずべきである。また、滞納償権となった場合には、債務者との面談などによる速やかな償還指導が必要である。</p> <p>債務者との交渉記録は、償還指導や償権回収方針を決定する場合などの貴重な資料となるものであることから、適切に記帳し整理しておく必要がある。</p>	<p>今年度、全滞納者に対し改めて書面による督促を行った。その際、返済の意思を示さなかった者については、本人又は連帯保証人に対し電話による督促を実施している。今後は、電話督促による効果が見られない者に対し、訪問による督促を実施していく。</p>
	<p>債務者との交渉記録は、「介護福祉士等修学資金借受人管理票」に記帳・整理することとした。</p> <p>今年度中に福岡県介護福祉士等修学資金貸与規則を改正し、来年度貸付分より契約書に条項を設ける。</p> <p>期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。</p> <p>特段の理由もなく督促に応じない場合のため、償権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きについても具体的に整備しておくことが望まれる。</p>	<p>債務者との交渉記録等は「介護福祉士等修学資金借受人管理票」に記帳・整理することとした。</p> <p>今年度中に福岡県介護福祉士等修学資金貸与規則を改正し、来年度貸付分より契約書に条項を設ける。</p> <p>債務者の生活実態に応じ、関係課とも協議の上、法的手続きの記載について具体的に記述するなどの整備を今年度を実施する。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
母子寡婦福祉資金貸付金 (旧保健福祉部 児童家庭課〔福祉労働部児童家庭課〕)	<p>所属長は、母子自立支援員等に現金出納員としての職務を行わせる場合は、財務規則第10条の規定に基づく手続きが必要である。</p> <p>債権回収において、分割償還額を再分割した償還が行われていることから、分割債権の中には既に時効期間が経過している債権が見受けられたので、時効中断措置をとる必要がある。また、滞納が継続した場合には、連帯保証人に対して履行請求を行う必要がある。</p>	<p>平成20年4月から適正な事務手続きがなされるよう、保健福祉環境事務所へ通知し、指導済である。</p> <p>借受人、連帯借受人、連帯保証人に対する償還指導を強化するとともに、債務承認書を徴すなど適切な時効中断措置を徹底する。</p>
保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金 (旧保健福祉部 医療指導課〔保健医療介護部医療指導課〕)	<p>特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きについても具体的に整備しておくことが望まれる。</p>	<p>法的措置による回収手続きへの移行基準や、その具体的手続き等の段階については、他の貸付金との整合性を図りながら、債務者の生活の維持に配慮しつつも、特に悪質なケースには対応できるように具体的に記述するなどの整備を行った。</p>
保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金 (旧保健福祉部 医療指導課〔保健医療介護部医療指導課〕)	<p>期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。</p> <p>特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続き等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。</p>	<p>期限の利益の喪失条項については、来年度より契約条項等を設けるなどの措置を実施する。</p> <p>債務者の生活実態に応じ、関係課とも協議の上、法的手続きの記載について具体的に記述するなどの整備を今年度を実施する。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
中小企業高度化 資金貸付金 (旧商工部経営 金融課〔商工部 中小企業経営金 融課〕)	サービスの活用などにより、 滞納債権の回収及び債権の整理が 進められてきたところであるが、 なお31億円余の滞納債権があるこ とから、滞納債権の回収に一層努 めることが必要である。また、著 しく回収困難な債権については整 理することも検討すべきである。	<p>操業中の貸付先に対しては、今後も 引き続き経営の安定化と償還指導に努 めるとともに、事業を廃止している貸 付先に対しては、担保物件の処分や保 証人への督促等により、延滞債権の回 収に一層努めていく。</p> <p>なお、これまで行った保証人の資産 調査の結果を踏まえ、回収困難な債権 について、徴収停止等の整理を進めて いく。</p>
小規模企業者等 設備導入資金貸 付金 (旧商工部経営 金融課〔商工部 中小企業経営金 融課〕)	<p>本件の債務引受の決裁について は、新たな貸付金の支出は伴わな いものの、債務者を変更する新た な契約であることから、契約締結 に関する決裁権者とすべきであっ たものと考えられる。</p>	<p>今後、同様の案件に係る決裁につい ては、契約締結に関する決裁権者とす る。</p>
中小企業振興セ ンターに対する 損失補償 (旧商工部経営 金融課〔商工部 中小企業経営金 融課〕)	<p>中小企業センターは、毎年度終了 後3ヶ月を経過しても回収できなか ったものについて県へ補償を請求で きることとなっているが、中小企業 センターが償却するときに県へ請求 されていたので、補償実行後の回収 返還事務等も考慮したうえで、実態 と合った契約条項となるよう検討が 望まれる。</p>	<p>中小企業センターにおいて、資金管理 を更に徹底し、センターから県への繰上 償還等も含め、資産の効率的な運用が図 られるよう検討を行う。</p>
中小企業振興セ ンターに対する 損失補償 (旧商工部経営 金融課〔商工部 中小企業経営金 融課〕)	<p>中小企業センターは、毎年度終了 後3ヶ月を経過しても回収できなか ったものについて県へ補償を請求で きることとなっているが、中小企業 センターが償却するときに県へ請求 されていたので、補償実行後の回収 返還事務等も考慮したうえで、実態 と合った契約条項となるよう検討が 望まれる。</p>	<p>平成20年度の契約については、年度終 了後3ヶ月を経過しても回収できず、債権 の償却を行うことにより欠損を生ずるこ ととなるときには損失補償の請求ができ るよう契約を修正した。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
農業改良資金 (旧農政部農業経済課〔農林水産部団体指導課〕)	特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続き等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。	法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続き等を債権管理マニュアルに取り入れるため、他課の取り組み等、参考資料を収集した。マニュアルについては、7月上旬に改正を行った。
林業・木材産業改善資金 (旧水産林務部林政課〔農林水産部団体指導課〕)	債務者等の状況を把握し、債権保全をより確実に図る上から、貸付契約書等において、経営状況等の報告を求めるところも検討すべきである。 債権管理マニュアルは、債務者等の状況把握の方法、さらには、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続き等の段階まで含めて作成することが望まれる。	借用証書特約条項第6条第5号の規定により、債務者は、県が指示する内容を報告する義務があることから、必要に応じて、経営状況等を求めることとした。 法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続き等を債権管理マニュアルに取り入れるため、他課の取り組み等、参考資料を収集した。マニュアルについては、7月上旬に改正を行った。
漁業協同組合組織整備資金貸付金 (旧水産林務部漁政課〔農林水産部水産局漁業管理課〕)	漁業協同組合への貸付けにあたっては、元本が保証される運用方法を具体的に定めた契約を締結することと、また、制度を効率的に運用するため、運用実績の報告を求めることが望まれる。	平成20年度の貸付契約にあたり、元本保証される運用を行う旨の条項を設けるとともに、平成19年度の貸付けに関しては、運用実績の報告を求める等、所要の改善を講じている。

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
福岡北九州高速道路公社に対する債務保証 (旧土木部高速道路対策室〔県土整備部高速道路対策室〕)	福岡北九州高速道路公社は経営改善に努めているところであるが、特に北九州高速道路については、利用料金収入、利用台数共に漸減の傾向を示すなどの不安要因があり、さらには150億円の経営改善資金貸付金もあることから、県においては、債務保証に基づく弁済の実行が生じないよう、同公社の経営指導について特段の配慮が望まれる。	北九州高速道路においては利用交通量の減少はあるものの、経費の節減等により借入金について計画どおり償還している。 また、福岡高速道路については、利用交通量はほぼ計画どおりであり、借入金については北九州高速同様、計画どおり償還している。 県としては、今後とも、更なる経費の節減や利用促進を公社に求め、将来債務保証に基づく弁済が生じないよう、厳しく指導・監督していく。
道路公社に対する債務保証 (旧土木部高速道路対策室〔県土整備部高速道路対策室〕)	冷水道路に係る借入金の償還については、新たな償還計画に従い確実な実行が望まれるとともに、二丈浜玉道路及び福岡前原道路についても、償還計画の目標を下回るなどの不安要因があることから、県においては、債務保証に基づく弁済の実行が生じないよう、同公社の経営指導について特段の配慮が望まれる。	冷水道路においては、新たな償還計画を確実に達成していくことを注視していくとともに、採算性の確保について公社を指導・監督していく。 また、二丈浜玉道路、福岡前原道路についても、更なるコスト縮減と利用促進を公社に求め、将来債務保証に基づく弁済が生じることのないように、厳しく指導・監督していく。

20教財第290号
平成20年7月20日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 野田 栄市 殿

福岡県教育委員会教育長
(財 務 課)

監査の結果に係る措置について(通知)

平成20年3月27日19監総第1000号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
高等学校定時 制課程及び通 信制課程修学 奨励金 (高校教育課)	<p>中途退学等により償還義務が確定した債務者に対しては、訪問等により接触を図り滞納債権とならないような措置を講ずべきである。また、滞納債権となった場合には速やかに債務者との面談などによる償還指導が必要である。</p> <p>期限の利益の喪失条項の規定は、履行遅滞等を防ぐ意味において重要な要因となることから、契約条項として設けることが望まれる。</p> <p>債権管理マニュアルは、自治法等で規定された債権管理の原則の具体的判断基準を示すものとなることから、督促及び債務者等の状況把握の方法、さらには、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手続等の段階まで含めて作成しておくことが望まれる。</p> <p>債務免除の要件として、3年以上の所在不明が加えられているが、その運用にあたっては、消滅時効の期間や自治法施行令第171条の7で定める期間との均衡の観点からも、期間経過を理由に安易に債務免除することなく、本人の所在調査及び資産調査はもとより、保証人への履行請求など債権管理を適正に行い、回収努力を継続されるよう慎重な取扱いを望むものである。</p>	<p>滞納債権の回収については、これまでも文書や電話による督促、債務者が通っていた学校の職員による訪問等を通じて行ってきたところであるが、不定期で行ってきたところであるが、今後は訪問の回数を増やす等、督促の強化を図って参りたい。</p> <p>同条項を設けたとしても、履行遅滞が直ちに予防できるかは定かではないと思われるが、他県の状況も調査し、同条項を設けることについて検討して参りたい。</p> <p>債権管理については、簡易な事務手続きを作成し、自治法等の規定に則って行ってきたところであるが、今後は債権管理マニュアルを作成する。</p> <p>所要の調査を行ったうえで時効期間が経過している債権に限定して適用する等の基準を債権管理マニュアルに記載し、安易に免除することは避けるよう当該規定について適用して参りたい。</p>

貸付金等名称 (監査対象機関)	監査の結果	講じた措置の内容
教育文化奨学 財団奨学金貸 付金 (高校教育課)	<p>奨学財団が債務免除を行えば、実質的に、県の債権額が減少することとなることから、県は、財団が行う免除及び著しく回収困難な債権の償却について、県の貸付金債権額との整合を図るよう検討すべきである。</p> <p>当分の間は貸付総額が増加していくことが見込まれることから、償還免除及び長期滞納等の著しく回収困難な債権の償却等を助案し、長期的な貸付資金の必要額等の将来負担額を把握し、資金計画を明らかにしておく必要がある。さらに、奨学財団への償還額が奨学生への貸付額を上回った場合の余剰金の取扱い等について、県への償還等の規定を設けておくことが必要である。</p>	<p>財団の債権償却と県の貸付金債権額との整合を図る手だてについては、関係課と協議を行い検討して参りたい。</p>
地域改善対策 奨学資金貸付 金 (人権・同和 教育課)	<p>滞納債権については、返還制度啓発月間を設け、電話による集中督促を行うことなどにより、その回収に努められているところであるが、なお13億円余の滞納債権があることから、奨学金相談員の活用等により、さらなる滞納債権の回収が望まる。</p> <p>特段の理由もなく督促に応じない場合等のため、債権管理マニュアルは、法的措置による回収手続きへの移行基準やその具体的手段等の段階まで含めて整備しておくことが望まれる。</p>	<p>貸付資金の将来負担額については、試算を行ったところであり、これを基にして資金計画の作成について検討して参りたい。</p> <p>償還額が貸付額を上回る時期については、数十年後と見込んでおり、関係課と協議を行い規定の整備について検討して参りたい。</p> <p>滞納債権回収の方策として、現在、文書督促、電話督促などと奨学金相談員による督促訪問を組み合わせて効果的に督促を行っているところである。今後とも引き続き、更なる債権回収に向けて努力していく。</p> <p>債権管理マニュアルは、十分に実態を分析したうえで年度内に整理する予定である。</p> <p>ただし、法的措置については地域改善対策事業として奨学金の貸付を行っているものであり、人権的配慮の観点から慎重な対応が求められるため、今後十分に検討をしていく必要がある。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第342号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集する。

平成20年10月24日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
平成20年10月15日から同年11月13日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・3・2	2648	告 示	456	11			10	表 中	1076番 1 先	1706番 1 先